# 非上場株等の発行・流通の拡大に向けた取組みについて

二上季代司

則では、非上場株等の投資家への勧誘は原則禁止の扱いであった。これがどういう経緯で、なぜ、どのように変 場株等の発行や流通に関する様々な取組みが顕在化している。それまで日本証券業協会(以下、協会と略) わり、今後、どのように展開していくのだろうか。 二〇二二年に非上場株等の発行、 流通に関する大幅な規則改正等が行われて約二年が経過した。 その後、 の規 非上

ティ」制度の運用状況についてのレポートも掲載されているので、それも参照されたい。 以下で、これらについて簡単に整理してみた。なお本誌では、 非上場株の限定的な市場である「株主コミュニ

## 1 規制改革実施計画(二〇二〇年七月)

関連規制の見直し、 トアップを促す環境整備」として、①プロ私募の要件緩和、②株式投資型クラウドファンディングの金額上限の また翌二〇二一年六月の「成長戦略実行計画」では、 二〇二〇年七月、規制改革推進会議の答申に基づき、「規制改革実施計画」が公表された。そのなかで、「スター ③非上場株等の流通市場の見直しの三点が金融庁所管の調査事項として盛り込まれた。 私募取引の活性化に向けた環境整備と並んで、「IPO

非上場株等の発行・流通の促進の目的は、「スタートアップ (新興企業)」の起業や成長を促すことに の価格設定プロセスの見直し」が盛り込まれている。

増え始めていたが、 あった。二○一○年代後半から時価総額一○億ドルを超える非上場会社(いわゆる「ユニコーン」) わが国ではユニコーンの事例が極めて乏しかった。それが政府の認識の背後にあったのだろ が世界的に

では、「スタートアップの促進」策として、これら四つの事項は、どのような効果があると考えられているのか。

う。

1 非上場株等に対する特定投資家(プロ)私募を解禁し資金調達の拡大を図る。 おおざっぱに言えば

- 2 成長を促進する 人当たり応募額 株式投資型クラウドファンディングによる非上場株の発行につき資金総額(年間一億円未満)、投資家一 (五〇万円以下)の制限を緩和し、シード段階、アーリー段階の資金供給を増やし、起業や
- (3) 「株主コミュニティ」の参加勧誘対象の制限を緩和し、非上場株の流動性の向上を図る。
- 4 IPO時の公開価格の設定を柔軟にし、公開価格での公募による資金調達額の増額を図る。

ということであろう

の設定プロセスのあり方等に関するワーキング・グループ」を立ち上げた。 こうした問題提起を受け、 協会は「非上場株式の発行・流通市場の活性化に関する検討懇談会」と「公開価格

## 2 「非上場株式の発行・流通市場の活性化に関する検討懇談会」報告書(二〇二一年六月)

#### 【特定投資家向け銘柄制度】

この報告書では、特定投資家私募をTokyo Pro Market以外にも認めることが提案されている。「特定投資家」

すると、証券会社はリスクは高いが期待リターンも大きい非上場証券への投資を勧誘することができる。 とは「プロ」の投資家とも呼ばれる。個人の一般投資家でも純資産三億円以上、有価証券等の保有資産三億円以 かつ投資経験一年以上といったリスク耐性があれば、証券会社に申出て、特定投資家に移行(「プロ成り」)

事業継続年数等)のない取引所市場であるTokyo Pro Marketでは、そうしたプロだけが取引でき、 制は適用除外され、 プロに限定した「私募」形式で行うことができることになっている。 そうしたプロの投資家には投資勧誘において適合性の原則や契約締結前交付書面の交付、広告規制等の行為規 リスクの高い非上場証券への投資勧誘が可能である。現状、形式基準 (株主数や時価総額 資金調達も

実質的な取引適格審査をゆだねるもので、取引可能な銘柄は「特定投資家向け銘柄」(J-Ships) と呼ばれる。 今回、協会は、規則を新設し、非上場株等にも特定投資家私募を認めることとした。協会が認めた証券会社に、

#### 【株主コミユニティ制度】

し、その範囲内でのみ投資勧誘を認めるというものである。 論文に譲りたいが、簡単に言えば、証券会社が非上場会社ごとに売買参加者を限定した「コミュニティ」を組成 非上場株の取引については、「株主コミュニティ」制度がある。その詳細と現状については、本誌所載の松尾

定投資家」も加えることとした。 事情を知る会社関係者に限定してきた。今回、協会は規則を改正し、コミュニティへの参加勧誘対象者として「特 現状、コミュニティ参加への勧誘対象者は、当該非上場会社の株主や役員・従業員(グループ会社も含む)等

## 【株式投資型クラウドファンディング】

非上場株式の発行によりインターネット上で多数から少額ずつ集める仕組みである。投資家の損失を限定する

正され(二〇二二年一月施行)、調達できる資金総額の通算規定が緩和され、より多額の資金が調達できるよう ため、調達できる資金総額は年間一億円未満、一人当たり五〇万円までの上限枠があった。金商法施行令等が改

になる。

月以内」に通算四九人以下であったものを「三か月以内」に緩和した。 廃した。さらに少数私募(四九人以下)の場合、開示規制は免除されるが、この場合の人数算定方法は、「六か 残る五千万円未満までしか調達できなかったのである。この通算規定を緩和して、株式投資型クラウドファンディ ング単体で年間一億円未満までの調達が可能になった。また特定投資家については五〇万円までの上限規制を撤 すなわち、これまでは一年前以内に他の方法で(例えばベンチャーキャピタルから)五千万円調達していれば、

# 3 金融審議会第二次報告書「コロナ後を見据えた魅力ある資本市場の構築」(二〇二一年六月)

提案している。 わけである。 この報告書では、一般投資家が「プロ」に移行できる要件を弾力化し、また移行の手続きを柔軟化することを つまり「特定投資家」そのものを増やして非上場証券への投資勧誘の対象者を拡大しようという

社での取引経験も加える等移行手続きの柔軟化を提案している。 耐性」だけを形式的に重視していた。これに職業 や外務員等)等十分な金融リテラシーも要件に加えることを提案した。また取引経験一年の要件も、 前述のように、これまで「プロ成り」の要件は純資産・保有有価証券の規模・投資経験等、主として「リスク (銀行、 証券会社、大学教授等)や保有資格 (証券アナリスト 他の証券会

これに基づき内閣府令が改正され、二〇二二年七月より施行されることとなった。この結果、「年収が一〇〇

(4)

# 「公開価格の設定プロセスのあり方等に関するワーキング・グループ」報告書(二〇二二年二月)

設定された場合と比べ少なくなる。それがスタートアップ企業の資金調達を抑制している、という批判があった。 公正取引委員会が、引受証券会社の取引慣行を独禁法上の観点からも問題視した。 る事例が多い。このため、公開価格での公募発行で企業が得られる資金調達額は、公開価格が初値に近い値段に 日本のIPOでは公開価格はブックビルディング方式で決定されるが、上場後の初値が公開価格を大幅に上回

規則」の一部を変更した。 そこで、この報告書では、ブックビルディングにおける仮条件の範囲を拡大し、 上場日程の期間短縮・柔軟化等を改善策とした。これにともない協会は「有価証券の引受等に関する 範囲外での公開価格設定を認

の小粒IPOほど乖離が極端に大きくなることが示されている。(6) ンス分析の日米比較では、日本の場合、「オッファリングサイズ」(公開価格×公募売出株数) なのか、それとも初値の形成が ところで、この報告書では、 乖離の原因として、公開価格の設定が「過少」だから(アンダープライシング) 「投機的」だからなのか、断定はせず両論併記になっている。

外に本質的な解決策はない」という意見表明もあった。一〇〇億円未満の小粒IPOは初値が投機的でボラティ リティも大きいことが紹介されている。 これに関連して、この報告書では「サイズの大きなIPOを増やす、 IPO後に成長性の高

それは「ベータ」が大きく資本コストが高いことを意味する。そうした資本コストの高い株に、

ファンダメン

「主満の小粒IPOは初値が投機的でボラティ(公開価格×公募売出株数)が一○○億円未満(公開価格×公募売出株数)が一○○億円未満

えて成長性の高い企業にすることが望まれることになる。つまり先述の「特定投資家私募制度」を整備すること 応じる方が現実的ではない の方が根本的な解決策ということになる。 タルを重視する機関投資家が投資するだろうか。 のか。そうであれば、 根本的な解決方法は、 流動性はないが、公正価値測定に基づく算定株価で資金供給に 非上場の段階で資金調達できる環境を整

#### 5 新しい資本主義実行計画

決定した。この実行計画 もPTSを通じた非上場株式のセカンダリー取引を円滑化することが提言された。 ことを可能とする等の制度整備を行うとしている。また金融審議会の市場ワーキング・グループ「中間整理」で ゆる「骨太の方針」と並んで「新しい資本主義のグランドデザインおよび実行計画(以下、実行計画)」を閣 二〇二一年一〇月に発足した岸田内閣は、「新しい資本主義実現会議」を設置した。翌二〇二二年六月、いわ (一七ページ)では、新たに、PTSにおいてプロ投資家向けに非上場株式を取り扱う

等の検討を進めるよう、投資信託協会に要請している。 また「実行計画」に基づくフォローアップ (二一ページ)では投資信託の非上場株式の組入れに係る評価方法

#### 【非上場PTS】

化有価証券」と、②特定投資家向け有価証券である非上場株式等、の二つの類型があげられている。 しい規則では、取り扱える有価証券として、①ブロックチェーン技術を用いて権利の移転が行われる「トークン 規則」を新設、 前述の金融審議会の提言を受け、 二〇二三年七月に施行した。これまでPTSで取引できる株式は上場株式に限られていたが、 協会は新たに 「私設取引システムにおける非上場有価 証券の取引等に関する

状況等の適正性審査が求められる。 非上場PTS運営会員は取引対象となる非上場株式等について発行会社の財務状況、適時情報提供の体制整備 また非上場PTS銘柄の約定価格、 最終気配、 出来高等の取引情報を公表し

#### 【投資信託の非上場株組み入れ】

なければならない、とされる。

保有比率と最も流動性の低い階層の上限保有比率を定めることとされていた。 個々の投資信託につき、すべての投資対象資産を流動性の観点から四つに分類し、 資信託等の運用に関する規則」等の一部改正を行った(二〇二四年二月から実施)。 入れは法令上、禁止されていないが、顧客からの解約頻度と保有資産の流動性とのミスマッチを緩和するため、 投資信託協会は二〇二三年三月から投資信託の非上場株組み入れに伴う整備の検討を行い、これに基づいて「投 最も流動性の高い階層の下限 従来から、 非上場株の組み

については「公正価値測定」に基づいて時価評価すべきとされた。 今回の改正で、投信への非上場株の組み入れ比率は純資産総額の上限一五%と明記した。また非上場株の評価

### 6 資産運用立国(二〇二三年)

買付(TOB)・大量保有報告制度の見直しである。 主たる改正内容は、①投資運用業者の参入規制見直し、 現プラン」を発表した。この資産運用立国の実現を目指し、 ②非上場株式等の流通をめぐる規制見直し、 金融商品取引法が改正された(二〇二四年五月)。 ③株式公開

岸田内閣は二○二二年一一月の「資産所得倍増プラン」に続き、一年後の二○二三年一二月「資産運用立国実

このうち、②では、第一種金融商品取引業(証券業) に「非上場有価証券特例仲介等業務」が追加された。 ま

た、取引規模の大きくない非上場PTSの運営を行う場合にはPTS認可の取得を求めないことになった。

### 【非上場有価証券特例仲介等業務]

ることとなった。 業者について、自己資本比率規制、 特定投資家を対象とする非上場株等の仲介業務に特化して、金銭・証券の預託を受けない第一種金融商品取引 兼業規制および金融商品取引責任準備金の積立に関する規制の適用を除外す

#### 【登録PTS制度】

は、 られていた。これに対し、非上場証券のみを扱うPTSであって、流動性や取引規模等が限定的なものについて 入可能とし、資本金や純財産要件等の財産規制やシステムに関する要件等を緩和することになった。 PTS業務は第一種金融商品取引業務の一つであるが、登録要件のみならず、これよりも重い認可要件が求め いずれも非上場証券の仲介業への参入を促進する効果を期待するものである。 取引の管理等に関する必要な規制を適用する前提で、認可を要さず第一種金融商品取引業の登録制の下で参

#### 7 おわりに

には、 非上場PTSの創設や参入促進により特定投資家による非上場証券の売買の機会を増やすことに向けられてき 成長の促進にある。 二○二○年から始まる非上場証券の発行・流通を促進する対策は、起点はスタートアップ 例外的に投資勧誘を許される「特定投資家」の範囲を拡大すること、「株主コミュニティ」 本稿では、この対策が具体的にどのような形をとって進んできたのかをみた。 (新興企業)の起業、 の それは基本的 制 度改善や

たファンドや投信といったプロダクトがどしどし組成されなければならない。プロが少ないからスタートアップ ばならないだろう。リスクがあっても高いリターンが期待できるような非上場会社が発掘され、それを組み入れ が生まれないのか、それとも魅力的なスタートアップがいないからプロになろうとする個人がいないのか。 そうであれば、そもそも個人が「特定投資家」に移行する(「プロ成り」)メリットやインセンティブがなけれ

産運用立国実現プラン」で掲げられている資産運用業の高度化、 「ニワトリと卵」の関係にも似ているが、ひとまず特定投資家の潜在的な範囲は広がったのである。今後は、「資 アセットオーナーの改革等が具体的に展開され

注

ることが望まれる。

- 1 松尾順介「株主コミュニティ制度の新たな展開―運営会員と売買高を中心に―」本誌、
- 2 「店頭有価証券などの特定投資家に対する投資勧誘に関する規則」新設(二〇二二年七月)。
- 3 J-Shipsは、 示情報(発行者情報を含む特定証券情報)の記載内容は協会が定めることとなった。 JSDA Shares and Investment trusts for Professionalsの頭文字である。なお勧誘の際に義務とされる開
- 「株主コミュニティに関する規則」改正(二〇二二年七月)。なお、コミュニティを組成して投資勧誘を行うにふさわ しい会社であるかどうかの審査は、証券会社にゆだねられており、その組成・運営に当たる証券会社は協会に届出な
- (5) 「金融商品取引業等に関する内閣府令」改正。

ければならない。

(6) 第一回ワーキング・グループ「資料2」(二〇二一年九月一六日